

会津坂下町行政経営改革プラン

(平成22年度～平成27年度)

平成22年7月策定

福島県 会津坂下町

【 目 次 】

第 1 章	策定の趣旨及び計画期間	1
第 1	プランの名称と策定の趣旨	1
第 2	計画期間	1
第 2 章	行財政改革の推進	2
第 1	財政の現状	2
第 2	これまでの行財政改革の取り組み	2
第 3	行財政基盤の確立のために	2
第 4	確立に向けた 7 つの柱	2
第 3 章	具体的方策	5
第 1 節	歳入の確保	5
1	国・県支出金等外部資金の有効活用	
2	使用料、手数料等の適正化	
3	家庭系ごみ処理の有料化	
4	健診の有料化	
5	町税等の収納率向上	
6	未利用財産の有効活用	
7	企業広告掲載による収入	
8	ふるさと納税	
9	住民参加型市場公募債の活用	
10	企業誘致の推進	
第 2 節	人件費について	8
1	特別職報酬等	
2	一般職給与	
3	管理職手当	
4	時間外手当	
5	旅費制度の見直し	
6	職員定員管理	
7	組織機構の見直し	
8	人事評価制度の導入	
9	各種委員の報酬額	
10	各種委員の定数	
第 3 節	事務事業等の再編・整理、廃止・統合	11
1	行政評価システムの充実	
2	事務事業の重点配分	
3	町税等の納付方法拡大	
4	窓口サービスの向上	
5	電子行政の推進	
6	各種行事・祭り等の見直し	
7	環境マネジメントサイクルによる省エネルギー、省資源対策の推進	
8	入札・契約制度の充実	

9	広域行政の推進	
10	健康づくり推進事業と医療費の抑制	
11	スポーツの振興	
第4節	民間委託等の推進	・ ・ ・ ・ ・ 15
1	アダプト制度の推進及び活動支援	
2	都市公園・農村公園、道路等の管理方法の改善	
3	指定管理者制度の充実	
4	外郭団体の経営体質改善	
5	社会福祉協議会のあり方	
6	各種業務の民間委託の推進	
7	P F I 事業による施設整備	
8	浄化センターの包括的民間委託	
第5節	公共施設	・ ・ ・ ・ ・ 18
1	教育施設適正配置	
2	学校給食センター	
3	自主公民館（地域コミュニティセンター）	
4	幼稚園・保育所のあり方	
5	町営スキー場	
6	老人福祉センターのあり方	
7	保健福祉センターの利活用	
8	公共施設修繕・改修長期計画	
第6節	財政健全化の推進	・ ・ ・ ・ ・ 20
1	補助費等（単独事業・補助事業）	
2	負担金	
3	委託料の改善	
4	特別会計への繰出金の抑制	
5	町債残高の減少と財政調整機能の確保	
6	財務諸表の公表と活用	
7	公営企業における企業会計の導入	
第7節	議会における取組	・ ・ ・ ・ ・ 23
1	議会議員の報酬	
2	議会議員の費用弁償	
3	議会議員の定数	
第4章	今後の財政見通し	・ ・ ・ ・ ・ 24
第1	財政の収支見通し	・ ・ ・ ・ ・ 24
第5章	これまでの財政状況	・ ・ ・ ・ ・ 28
第1	歳入の状況について	・ ・ ・ ・ ・ 28
第2	歳出の状況について	・ ・ ・ ・ ・ 29
第3	職員数について	・ ・ ・ ・ ・ 32
第4	行政サービスの水準	・ ・ ・ ・ ・ 33
1	性質別経費による類似団体との比較	
2	公共施設の整備状況の類似団体との比較	

第1章 策定の趣旨及び計画期間

第1 プランの名称と策定の趣旨

「会津坂下町行政経営改革プラン」

本町は、平成8年に「会津坂下町行財政改革大綱」、平成10年に「第2次会津坂下町行財政改革大綱」、平成17年3月には「はな咲くばんげ経営改革プラン（会津坂下町行財政（集中）改革プラン）」を策定し、それまでの行財政改革の成果を引き継ぎながら、効率的な行政機構の整備に努め、全力で財政の健全化に取り組んできました。

しかしながら、当町をはじめ地方自治体を取り巻く情勢は、少子高齢化が進み人口が減少するなか、国の三位一体改革以降の財政改革により、国庫補助金の廃止や地方交付税が年々削減され極めて厳しい状況にあります。その地方交付税においても国税収入の落ち込みにより原資不足に陥り、代替措置である臨時財政対策債（赤字地方債）の発行が伸び、公債費負担増の一要因となっています。さらには平成20年の世界的な経済不況により、地方税の急激な落ち込みもあり、経常的一般財源の確保が厳しい状況です。そのため当町では、三位一体の改革以降この財源不足を補うため、財政調整基金等を取り崩し、また地方債を追加発行し、単年度の収支バランスを図ってきました。その結果、平成21年度末において財政調整基金が55百万円と底をつき、また地方債残高が83億6百万円と増加、あわせて単年度の公債費負担が増大し、地方債発行に関し県知事の許可が必要な実質公債費比率18%を上回り、財政状況が著しく悪化しているところです。

このような財政状況のなか、平成17年策定の行財政改革プランを着実に5年間実行したことにより、この危機的状況からようやく脱却できそうな兆しが見えているところです。しかしながら、今後数年は単年度の公債費負担が10億円程度と過重な状況が続くことが予測されるため、これまでの成果を検証しながら、有効なものは継承し、また新たな取り組みを加えた行財政改革の実行が急務です。

住民にとって真に必要な行政サービスの提供と活力あるまちづくりを持続するため、ここに「会津坂下町行政経営改革プラン」を策定し、限られた財源や資源を最大限活用した、ムダを省いた効率的でスリムな行政、また住民に信頼される行政に体質改善していき、健全な行財政運営の確立を目指します。

第2 計画期間

行政経営改革プランの計画期間は、平成22年度から平成27年度までの6年間とします。

なお、計画期間を前期（3年間 H22～H24）と後期（3年間 H25～H27）に区分し、24年度（前期末）には、それまでの取組み成果を検証し、後期計画に反映させます。

また計画期間の年次ごとの推進については、今後の社会経済情勢の変動及び国・県の動向を踏まえ、所要な調整を行いながら推進をしていきます。

第2章 行財政改革の推進

第1 財政の現状

現在国の財政状況は、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、社会保障制度関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、定数削減や人事院勧告に伴う給与関係経費の大幅削減をもってなお、財源不足が過去最大規模に拡大するものと見込まれています。

本町の財政は、経済状況の悪化などによる町税の著しい減少に加え、地方交付税の減少などにより歳入の確保が課題となる反面、扶助費などの経常的経費は今後も増加していく等、財政運営について厳しい状況が続いております。

更に財源不足を補うための基金の取り崩しや他基金の繰り替え運用については、基金残高を考慮すると、今後は見込めない状況になっております。

第2 これまでの行財政改革の取り組み

本町は、昭和61年「会津坂下町行政改革大綱」、平成8年「会津坂下町行財政改革大綱」、平成10年「第2次会津坂下町行財政改革大綱」、さらに平成17年には「はな咲くばんげ経営改革プラン（会津坂下町行財政（集中）改革プラン）」を策定し、職員数の削減や特別職報酬、職員給与の減額など内部管理経費の削減、指定管理者制度の導入、町民との協働による行政の効率化など、行財政基盤強化による自立する地方自治体を目指して取り組んできました。また、指定管理者制度の導入により職員数の抑制と維持管理経費の節減に努めたほか、NPO法人の充実により（財）スポーツ振興公社を解散するなど外郭団体の整理をしてきたところです。

第3 行財政基盤の確立のために

本町はこれまでも行財政改革大綱を策定し、事務経費の削減、民間委託、町民との協働による行政の効率化など、さまざまな取り組みを行ってきました。

しかし、国全体の経済状況は予想より悪化しており、その回復はいまだに望めるものではありません。そのため、今まで以上の改革と削減を実施していかなければなりません。

改革実現に向けて、町民との協働による各種事業を今まで以上に実施をしていく必要があります。

第4 確立に向けた7つの柱

行政サービスの質を出来る限り維持しながら、効率的でスリムな行政に体質を改善し、歳入に見合った歳出構造や事務事業の見直しを行い、そこで捻出された財源を住

民福祉の向上につなげることを基本とします。

そのため、歳入確保と経常経費の削減策を主要な柱としていきます。また、職員の資質向上を図り少数精鋭による「効率的な町民に身近な」組織を目指すため、人事評価や行政評価に取り組みます。

① 歳入の確保

国・県支出金のみならず利用可能な交付金を把握し、積極的に利用していきます。また自主財源の確保が重要であることから、各会計が連携して滞納処分などを強化し町税収入を確保することとあわせ、使用料・手数料の受益者負担の公平性を図るため、徴収対策を強化します。さらに、町有財産の売却を含めた有効活用や住民参加型市場公募債などの新たな財源確保策の検討を行います。

② 人件費について

いままでも職員数の削減や事務の執行にかかる経費の削減などに取り組んできましたが、今後は長期的な計画から、採用計画の見直し並びに組織機構の見直しを進めていきます。また人事評価制度を導入し、人材の育成を図ります。

③ 事務事業等の再編・整理、廃止・統合

限られた財源を有効に活用するため事務事業の見直しを行い、行政サービスの質を維持しながら、物件費などの経常的な経費を縮減します。見直しにあたっては、職員自ら事務事業の振り返りなど評価を行い次期事業へステップアップさせていきます。また新たに建設事業などを実施する場合は、今後とも外部評価により内容や経費の見直しを行います。

④ 民間委託等の推進

行政よりも民間で実施した場合、効果的で効率的な業務については民間委託に切り替えます。また指定管理者制度においては、民間活力による効果的な施設管理のため、委託施設及び事業者募集範囲の拡大を行います。併せて外郭団体の自主事業拡大による経営体質改善を行います。

⑤ 公共施設

町の公共施設については、その施設の必要性や目的を踏まえながら存廃や活用方法について検討します。また老朽化した施設については、年次計画に沿った改修を行い、延命化を図ります。

⑥ 財政健全化の推進

財政健全化を計画的に進めるため、常に最新の情報収集に努め財政シミュレーションを行い、「公債費負担適正化計画」及び「市町村財政計画」などの中長期計画の年次修正を行います。また特別会計に対する繰出金については、経常収支比率や実質公債費比率に影響があることから、各特別会計においても経営の健全化に努めます。なお町の財務情報（財政指標や貸借対照表などの財務諸表）については、分かりやすい内容で公表します。

⑦ 議会における取組み

議会では、行財政改革検討特別委員会を設置し、議会内改革に取り組みます。

第3章 具体的方策

この章では、各取組項目の「考え方や実施の方向性」を示しました。その取組項目の「具体的な実施方法や目標数値」については、別に「アクションプログラム」を策定しました。

第1節 歳入の確保

1 国・県支出金等外部資金の有効活用

内容	国・県の予算・制度に関わる施策は、政権の交代や社会情勢により大きく変わってくる事が予想されます。このため国や県だけではなく民間団体も含め情報収集を積極的に行い事業の財源確保を図ります。 ○現状 経済対策に伴う国臨時交付金の活用(平成20、21年度)、交付税措置のある町債の借入、県のコミュニティ助成補助金などの活用					
実施部署	政策財務部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	実施	実施	実施	実施	実施

2 使用料、手数料等の適正化

内容	使用料、手数料等の適正化については平成20年4月に改定しているところですが、今後使用料・手数料等の公平性、受益者負担の原則に立ち、未徴収だった行政サービスについても全庁的に洗い出し、新たな使用料等の条例化も含めた一括審議する庁内組織を再設置し、検討していきます。(特別会計も含める) ○現状 平成19年度一部条例改正、平成20年4月より施行 ○課題 行政サービスの受益負担の公平性、未徴収行政サービスの洗い出し ○取り組み・目標値 平成22年度中に検討会を立ち上げ平成25年4月改正を目指す。					
実施部署	政策財務部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	検討	検討	方針決定・住民説明	一部条例改正	実施	実施

3 家庭系ごみ処理の有料化

(単位:千円)

内容	歳入の確保のためばかりではなく、ゴミ減量化に実効性のある手段として、ごみ処理に手数料を課す有料化について平成22年10月から実施します。有料化にスムーズに移行できるよう集落説明会を開催し町民の理解を深めます。 ○現状 平成21年9月条例案可決、平成22年10月施行 ○課題 住民周知の徹底 ○取り組み・目標値 有料化に伴う歳入確保並びに減量化によるごみ処理経費の抑制につなげる。ごみ処理基本計画に基づき1人1日あたりのごみ総排出量784gを目指す。					
実施部署	生活部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	10月1日施行	実施	実施	実施	実施	実施
見込額	7,388	14,800	14,800	14,800	14,800	14,800

4 健診の有料化

(単位:千円)

内容	受益者負担の原則から、健診の有料化について継続して実施します。なお受診率が低下していることから、医師会など関係団体と協力連携し受診率向上のための体制整備、町民への周知を図ります。また受診率低下の要因を調査分析し、場合によっては有料化の制度内容を見直します。 ○現状 平成18年度より一部有料化、平成20年度特定健診制度へ移行(特定健診自己負担1,000円等) ○課題 被扶養者及び高齢者などの受診率の低下 ○取り組み・目標値 町民へ健診の有効性に関する周知を図り受診率向上を目指す。平成21年度受診率40%(見込み)から平成27年度受診率100%を目指します。					
実施部署	生活部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	実施	実施	実施	実施	実施
見込額	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

5 町税等の収納率向上

内容	国からの税源移譲により住民税をはじめ町税等の収納率向上は財源確保の重要な手段であるとともに、税の公平性からも緊急かつ重要な課題です。 今後も税・使用料等については公平性の面から収納率100%を目標にします。適正な課税とともに、差押等の滞納処分を実施し町税等の収納率向上を図り歳入を確保します。また収納対策連絡会を定期的に開催し、徴収担当者相互の情報共有化を進め連携を強化します。 ○現状(主な現年度収納率(20年度決算)) 町税98.31% 国保税95.70% 住宅使用料 91.17% ○課題 景気低迷による所得額の減少 ○取り組み・目標値 平成27年度収納率100%(税・使用料)					
実施部署	総務部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	実施	実施	実施	実施	実施

6 未利用財産の有効活用

(単位:千円)

内容	教育施設適正配置に基づく教育施設の統廃合により、今後未利用財産の増加が見込まれます。これらも含め町が保有する売却可能資産については、売却又は貸付などの処分行為を行い、有効活用を図ります。また固定資産ばかりではなく未利用の動産についてもインターネット公売を活用し売却を進めます。 ○現状(平成21年度実績) 除雪ドーザー、旧川西幼稚園ピアノの売却(インターネット公売活用) ○課題 売却先や貸付先の決定 ○取り組み・目標値 インターネット公売について実施に向け検討します。また平成27年度までに売却可能資産7件40,000千円の売却を目指します。					
実施部署	政策財務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討
見込額	1,400	1,700	3,700	4,600	7,700	20,900

7 企業広告掲載による収入

(単位:千円)

内容	有料広告取扱規程に基づき企業から広告料収入を得るため、今後も町内外の企業にPRし収入の増加を図ります。また広報紙、ホームページ以外の媒体についても検討します。 ○現状 広報紙、ホームページに広告掲載(平成20年度実績:6業者53万円) ○課題 広告掲載企業の確保 ○取り組み・目標値 町内外の企業に働きかけ広告収入の増加を目指します。平成27年度800千円					
実施部署	政策財務部 総務部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施・検討	実施・検討	実施	実施	実施	実施
見込額	500	600	650	700	750	800

8 ふるさと納税

(単位:千円)

内容	平成19年の地方税法の一部改正により、個人住民税寄付金税制の大幅な拡充がなされ「ふるさと納税」が平成20年度に導入されました。会津坂下町を応援したい町内外の方々に向け、制度の趣旨や町の施策を広くお知らせしながら収入の増加を図ります。 ○現状 町内外者から29件1,692千円(平成20年度実績) ○課題 寄付者の意向に沿った充当施策の選定 ○取り組み・目標値 魅力ある施策によりふるさと納税者の増加を目指します。ふるさと納税目標額(平成27年度) 200万円					
実施部署	政策財務部 総務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	実施	実施	実施	実施	実施
見込額	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000

9 住民参加型市場公募債の活用

内容	「住民参加型市場公募債」とは平成13年度から地方公共団体に発行が認められた地方債(町の借金)の1つです。これは、町が整備する防災や福祉・教育施設などの建設事業に対する資金を住民から公募することにより、行政に対する関心が高まるものと期待される制度の1つです。今後予定されている適債性のある事業のうち、公募債の活用が望ましい事業について選定し、導入に向け検討します。 ○現状 町債の借入先は、公的資金(財政融資など)や市中銀行等の引受資金などである。 ○課題 公募債が望ましい事業の選定、発行総額の確保 ○取り組み・目標値 公募債の導入に向けた調査・検討、今後予定している事業のうち活用可能な事業の洗い出し					
実施部署	政策財務部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	調査検討	調査検討	事業選定	事業選定	事業選定	事業選定

10 企業誘致の推進

内容	企業の立地で得られる雇用や法人税などの税収入は、町歳入にもたらす波及効果は大きいものがあると考えます。そのため平成20年4月より町長を本部長とした「会津坂下町企業立地推進本部」を設置し、調査研究や企業交渉など企業立地について推進してきました。今後も引き続き各種制度を見直しながら、新規企業の誘致に取り組みます。 ○現状 平成21年度企業立地件数0件 ○課題 景気低迷による設備投資の減少 ○取り組み・目標値 企業立地にかかる調査研究、企業との交渉、各種制度の見直し、平成27年度までに新規誘致企業1社、既存企業増設2社					
実施部署	政策財務部 産業部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	企業誘致・支援	企業誘致・支援	企業誘致・支援	企業誘致・支援	企業誘致・支援	企業誘致・支援

第2節 人件費等について

1 特別職報酬等

(単位:千円)

内容	町長、副町長及び教育長の報酬の削減は、今後も特別職等報酬審議会の答申内容を受け実施します。 ○現状 平成17年度は三役とも報酬及び期末手当10%減額、平成18年度から平成20年度は町長30%、副町長・教育長15%減額、平成21年度は町長20%、副町長・教育長10%減額。 ○取り組み 平成22年度審議会答申により、町長10%、副町長・教育長5%減額。平成23年度以降は審議会答申内容を尊重する。					
実施部署	総務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	答申により実施	答申により実施	答申により実施	答申により実施	答申により実施	答申により実施
見込額	2,137	答申により実施	答申により実施	答申により実施	答申により実施	答申により実施

2 一般職給与

内容	平成17年度から平成20年度まで町独自に一般職給与の減額を実施しました。また、その間、人事院勧告を受け地域給与を導入し運用してきたところです。今後は基本的に国の人事院勧告に準拠するものとしますが、これまでの行財政改革プランに掲げた職員定数削減の目標が達成されたこともあり、計画期間中の独自の減額については実施しない予定です。 ○現状 平成17年度期末・勤勉手当支給額の5%減額、平成18年度～平成20年度給与総額の5%減額。平成19年度地域給(給与制度の見直し)の導入による給与条例改正、平成20年度地域給運用開始(これにより4級以上職員では昇給停止期間がある)。 ○取り組み 国家公務員における人事院勧告に準拠し給与制度を改正する。					
実施部署	総務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	国に準拠	国に準拠	国に準拠	国に準拠	国に準拠	国に準拠

※ 人事院勧告制度:公務員は、労働基本権が制約されており、その代償措置として、公務員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能としての制度

※ 地域給与:平成17年度人事院勧告において、民間賃金の地域差を考慮して給料表水準を全体として平均4.8%引き下げた措置

3 管理職手当

(単位:千円)

内容	行政経営改革プラン期間は財政状況を見ながら、減額率について単年度ごとに検討します。当該行革プランを着実に実施し財政の健全化を図り、プラン期間中に減額廃止を目指します。なお平成22年度は30%減額を実施します。 ○現状 平成17年度10%減額、平成18年度～平成21年度50%減額を実施。 ○取り組み 単年度ごとに財政状況を勘案し減額廃止について検討。減額廃止後財政指標が悪化した場合は減額について再検討(減額する場合の財政指標⇒早期健全化基準を上回った場合:実質公債費比率25%以上、将来負担比率350%以上)					
実施部署	総務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
見込額	2,264	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

※早期健全化基準:「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)」で定められた財政指標。基準を上回った場合、国・県の指導のもと「財政健全化計画」を作成し議会の議決を経なければならない。また外部監査を要求しなければならない。

4 時間外手当

(単位:千円)

内容	行政経営改革プラン期間は財政状況を見ながら、単年度ごとに減額率について検討しますが、併せて管理者、監督者は班内業務マネジメント能力を高め、業務内容を的確に把握し、時間外手当を抑制します。また減額率は、当該行革プランを着実に実施し財政の健全化を図り、プラン期間中に減額を廃止し通常積算額とすることを目指します。なお平成22年度は通常積算額の50%を減額します。 ○現状 平成17年度～平成21年度 通常積算額の50%を減額。 ○取り組み 単年度ごとに財政状況を勘案し減額廃止について検討。管理者、監督者の班内業務マネジメントによる時間外手当の抑制。減額廃止後財政指標が悪化した場合は減額について再検討(減額する場合の財政指標⇒早期健全化基準を上回った場合:実質公債費比率25%以上、将来負担比率350%以上)					
実施部署	総務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
見込額	17,498	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

5 旅費制度の見直し

内容	現行制度を継続して実施します。また宿泊地の「甲地」・「乙地」の区分廃止を含めた旅費制度の見直しを検討します。 ○現状 平成17年度日帰り日当廃止、宿泊日当2分の1減額。 ○取り組み・目標値 平成22年度に制度見直しについて検討、条例改正し平成23年度より実施する。					
実施部署	総務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	検討	実施	実施	実施	実施	実施

6 職員定員管理

内容	平成22年度以降は多数の退職者が見込まれており、行政サービスの低下が懸念されているところです。そのため新たな職員定員適正化計画の策定が急務です。庁内の業務内容を分析し組織機構の見直し等と関連しながら町の施策に応じた適正な職員定数方針を平成22年度中に決定します。なお決定過程や算出の根拠については住民及び職員に対して公表し明確にします。 ○現状 平成22年度当初職員数 177名 ○取り組み・目標値 平成22年度中に新たな「職員定員適正計画」を策定し、平成27年度までの目標値を達成する。					
実施部署	総務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	検討	新たな「職員定員適正計画」により決定				

7 組織機構の見直し

内容	限られた歳入の中で、第5次振興計画に掲げられる主要施策の目標を達成するため、重要施策の選択が必要です。また職員数が減少するなか、行政サービスの質の確保と効率的な行政運営が重要になってきます。 そのため職員定員適正化計画と連動しながら、組織機構を見直しスリムな行政経営体を目指します。 ○現状 6部18班体制(保育所、議会事務局、学校給食センター、幼稚園は含んでいない) ○課題 23年度以降の大量退職を控え、組織の見直しが急務である。 ○取り組み・目標値 「職員定員適正化計画」と併せて検討し、平成22年度中に方針及び実施年度を決定する。					
実施部署	総務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	検討	新たな「職員定員適正計画」により決定				

8 人事評価制度の導入

内容	国では、給与制度改革として人事評価と能力による昇格昇給が連動した給与制度の運用が図られております。当町でも人材育成の観点から人事評価を平成22年度試行的に導入し、平成23年度からは本格運用を始め、評価結果に基づいた昇格・昇給制度を実施します。また、人事評価の導入に併せ職責に応じた給料表の運用や役職手当の創設などを検討し、職員給与に対する透明性を高めることを目指します。 さらに、評価者及び被評価者の資質の向上を図るため、研修を受講しやすい環境づくりを進めます。 ○現状 平成21年度人事評価制度職員説明会 ○課題 現行給料表の4級に管理職と一般職が混在している。評価者の能力向上。 ○取り組み・目標値 平成22年度試行導入、平成23年度本格運用、平成24年度から処遇反映					
実施部署	総務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	試行実施	本格運用	実施(処遇反映)	実施	実施	実施

9 各種委員の報酬額

内容	行政経営改革プラン期間は、特別職報酬等審議会の答申内容を踏まえ現行制度を継続します。また審議会において現行制度が時限措置ではなく恒久的に継続すると決定した場合は、本則条例を改正します。 ○現状 非常勤特別職日額報酬の5%削減、また2分の1の額を設定。 ○取り組み 審議会答申内容を踏まえ実施する。					
実施部署	全部局					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	実施	実施	実施	実施	実施

10 各種委員の定数

内容	行政経営改革プラン期間中は現行定数を継続します。なお期間中において、目的達成となった委員会については廃止し、事業が中断されているものは事業再開まで凍結します。 消防団員については、消防団組織内において検討します。 ○現状 各種委員会及び審議会委員定数の原則10%削減、消防団員50名削減。 ○取り組み 委員定数については、審議会等の設置状況や定数を把握し必要に応じ見直します。					
実施部署	総務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	実施	実施	実施	実施	実施

第3節 事務事業等の再編・整理・廃止・統合

1 行政評価システムの充実

内容	地方公共団体における行政評価の取組状況については、全団体のうち45.6%（平成20年10月1日現在 総務省調べ）の団体で導入されています。当町においても「住民と行政の共通言語」、「財源の有効活用」、「行政の体質改善」を目的に平成17年度から導入しました。18年度からは町民より行政評価委員を選任し、大型事業も含め事務事業を評価、またその結果を公表しています。今後もより機能する行政評価に向けた仕組みづくりと運用改善を目指します。平成22年度からは外部の支援を受け、評価結果を次年度予算に反映させます。 ○現状 平成17年度事務事業評価シート導入、平成18年度行政評価委員会設置、平成21年度行政評価見直しに向けた職員説明会。 ○課題 庁内におけるPDCAサイクルの定着 ○取り組み・目標値 事務事業評価の改革改善の実施。評価結果を次年度予算に反映。振興計画の進行管理とあわせ施策評価についても検討する。					
実施部署	政策財務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

2 事務事業の重点配分

内容	事務事業の重点配分については、振興計画に掲げた目標に近づくために町としてやるべき施策は何か明らかにする必要があります。そのために目的の妥当性、事業の有効性、効率性、公平性の視点から事業内容を評価、検証する行政評価システムを活用します。事務事業の実施にあたっては、経営会議(部長会)において、施策の優先度に応じた事務事業の適切な選択と重点配分を決定します。 ○現状 実施計画を基に1件要求・予算査定方式 ○課題 町の全体像が見えにくい。 ○取り組み・目標値 施策の優先度に応じた事務事業の適切な選択を目指します。					
実施部署	政策財務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

3 町税等の納付方法拡大

内容	町税等の収納率向上は歳入確保の面から重要な取り組みの1つです。また近年自治体においては、住民の生活スタイルの多様化や金融機関店舗の整理縮小などから、コンビニエンスストアでの納付やクレジットカードでの納付など納付方法を拡大する自治体が増えています。これらのことから納付方法の拡大について町民の利便性向上と費用対効果の両面から調査・研究していきます。 ○現状 納付方法は自主納付(窓口納付)、口座振替、納税組合による納付 ○課題 口座振替に比べ、コンビニ納付、クレジットカード納付とも手数料が割高 ○取り組み・目標値 平成22年度より調査・研究					
実施部署	総務部 政策財務部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	調査検討	方針決定	方針に基づき実施	実施	実施	実施

4 窓口サービスの向上

内容	近年、ワンストップサービスを実現する具体策として、「総合窓口」の導入に取り組む自治体が増えています。住民の満足度向上のため庁舎の施設制約はありますが、組織機構の見直しとあわせ、窓口業務に限らず町道や農道の管理などの町民に関する業務の実態を把握し、窓口の最適化に向け検討します。 ○現状 各業務ごとに窓口が分散している。 ○課題 施設改修が必要な総合窓口設置は困難である。 ○取り組み・目標値 平成22年度より組織機構の見直しと併せて調査・研究する。なお、施設改修が伴わない総合窓口の設置についても検討する。					
実施部署	総務部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	調査検討	方針決定	方針に基づき実施	実施	実施	実施

5 電子行政の推進

内容	国では平成19年3月に「新電子自治体推進指針」を策定し、平成22年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体の実現に向けた取り組みを行っています。当町でも、ITを活用し行政の簡素化・効率化を進めています。21年度には文書管理の電子化を実施しデータの共通化、管理方法の標準化を進めました。今後も住民の利便性・サービスの向上につながる社会体育施設予約システム導入や公民館専用ホームページの開設により図書の貸出予約や各教室の受講申し込み手続きなどの電子化実現に向け検討します。 ○現状 公共施設イントラネット、庁内LANによる業務の簡素化、効率化 ○課題 予約システムなどの導入による初期投資また導入後の利用率 ○取り組み・目標値 平成22年度より調査・研究、平成25年度に利用開始					
実施部署	総務部 教育部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	検討	検討	検討	実施	実施	実施

6 各種行事・祭り等の見直し

内容	平成17年度から産業文化祭と健康まつりを合同で開催し整理統合を図りましたが、今後もイベントのあり方、内容について様々な角度から検討します。また4大祭りをはじめそば祭りなど各種行事についても観光物産協会と協議し、より効率的・効果的な運営を検討します。 ○現状 4大祭り(初市、御田植え、夏祭り、秋祭り)、そば祭り、健康と産業と文化の祭典、その他大型イベント ○課題 集客力、開催する目的 ○取り組み・目標値 イベントのあり方、内容について検討、運営方法の検討					
実施部署	生活部 産業部 教育部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	検討	検討	方針決定	方針に基づき実施	実施	実施

7 環境マネジメントサイクルによる省エネルギー、省資源対策の推進

内容	役場では平成15年2月にISO14001の認定を取得し、庁舎内の省エネルギー省資源化に努めてきました。また平成22年10月から始まる家庭系ごみ処理の有料化を進めるにあたり、町職員が各行政区に入り、家庭・地域内にもごみの減量化が定着するよう取り組みを始めたところです。今後も環境問題に対し行政が町民を先導できるよう省エネ、省資源化に向け積極的に取り組んでいきます。 ○現状 ISO14001の継続、ごみ減量化に関する説明会 ○課題 環境マネジメントサイクルが十分機能していない。 ○取り組み・目標値 ISO14001の精神を庁舎内外に拡大する取り組み。ISO14001の目標値達成。ごみの減量化定着により平成27年度までに1人1日あたりのごみ排出量784gを目指す。					
実施部署	生活部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	実施	実施	実施	実施	実施
見込値 (ごみ排出量)	840g	830g	820g	810g	800g	784g

※平成27年度1人1日あたりのごみ排出量は「会津坂下町ごみ処理基本計画(平成16年11月策定)」より

8 入札・契約制度の充実

内容	地方公共団体では「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や同法に基づく指針、また「公共事業の品質確保の促進に関する法律」や同法に基づく指針が制定され、公共工事の入札契約の適正化、品質確保の促進に取り組むよう国から求められております。町では平成17年9月より制限付一般競争入札を試行導入、また平成21年度からは総合評価方式も試行導入し制度改正してきました。また従来の指名競争入札についても最低制限価格を設けるなど見直しを実施しました。今後も公平で透明性のある入札契約制度となるよう見直していきます。 ○現状 制限付一般競争入札、制限付一般競争入札(総合評価方式)、指名競争入札など ○課題 町内業者の育成 ○取り組み・目標値 関係法に基づき適正な価格で工事等の品質を確保する入札制度を目指します。					
実施部署	政策財務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	実施	実施	実施	実施	実施

9 広域行政の推進

内容	広域行政とそのエリア拡大については、行財政改革をすすめる自治体において欠くことが出来ない重要な領域の一つと認識しています。平成22年4月からは福島県と会津地方13市町村で、「県会津地域地方税滞納整理機構」を設置し、個人住民税を中心に共同で徴収業務に取り組みます。また市町村間を越える共通な課題や共同で事務処理を実施したほうが効率的な業務、さらに国民健康保険など広域化により基盤安定するものも含め、十分な調査・研究のもと効果的な広域行政推進を検討します。					
実施部署	政策財務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究

10 健康づくり推進事業と医療費の抑制

(単位:円)

内容	少子高齢化が進行し、高齢化率が年々高まっていることと併せ高齢者に対する医療費も伸びています。また、メタボ検診が登場したことでわかるように生活習慣病が要因となり重症化するケースが増えています。そのため疾病予防として健康づくり推進事業が重要です。「ばんげ健康プラン21」に基づいた諸施策を展開しながら、「元気で健康で長生き」な町民を増やし、結果として医療費の抑制につなげます。 ○現状 特定保健指導、マルコ体操 ○課題 生活習慣病やその予備軍の増加 ○取り組み・目標値 特定保健指導や症状に合った個別健康教室を開催します。結果として疾病の早期発見、医療費の適正化に取り組み、平成27年度は「1人あたり医療費」を平成20年度(270,444円)と比較し5%減少を目指します。					
実施部署	生活部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	実施	実施	実施	実施	実施
見込値 (1人あたり医療費)	270,000	267,000	264,000	261,000	258,000	256,000

※平成20年度1人あたり医療費は「福島県国民健康保険団体連合会平成21年度統計資料」より

11 スポーツの振興

内容	「元気で健康で長生き」な町民を増やすには、適度な運動も重要です。当町でも平成21年にNPO法人総合型地域スポーツクラブバンビが設立され、幅広い年代が加入しスポーツに親しむ、また交流できる体制が整いつつあります。この取り組みを全町的に拡大させるため行政とNPO法人が連携協力しながらスポーツ振興を進めます。将来的には、町の生涯スポーツの担い手としてNPO法人の基盤が安定するよう各種業務の委託等も視野に検討します。 ○現状 町スポーツ振興事業の委託、各種教室の開催 ○課題 日常的にスポーツを親しむ人の増加策 ○取り組み・目標値 町のスポーツ振興事業の委託を通してNPO法人をサポートします。平成27年度までに委託可能な業務を洗い出し、行政よりもNPO法人が行ったほうがより効果的・効率的な事業は委託します。					
実施部署	政策財務部 教育部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討

第4節 民間委託等の推進

1 アダプト制度の推進及び活動支援

内容	「その地域に住む人々、そこを歩く人々、そこに集う人々が、道路や公園など身近な公共施設を自分たちのものとして、ごく自然に生活の一部として、大切に手当をし守っていく」というアダプト制度の精神が、県道駅前線周辺を中心に活動する団体を通し広がろうとしています。今後も継続するためには、その精神を広く町民に浸透させる必要があります。行政と住民の役割を明確にし、将来の地域コミュニティの醸成につながるよう全庁的な取り組みを検討します。 ○現状 協定団体3団体 ○課題 町民の理解度・認知度が低い ○取り組み・目標値 全町的にアダプト制度や精神が広がるよう座談会等を開催します。平成27年度末で協定団体10団体を目指します。					
実施部署	政策財務部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討

2 都市公園・農村公園、道路等の管理方法の改善

内容	都市公園、農村公園の管理については、アダプト制度の推進により通常管理を行政区にお願いし、点検活動等については、町が直接実施しています。今後も継続して実施しますが、設置者の町の責任として、危険遊具の点検、修繕、撤去については行政が行うこととします。また管理については、行政と地域の役割分担を明確にします。 ○現状 都市公園(点検のみ町が実施)、農村公園(通常管理を区で実施) ○課題 遊具の老朽化 ○取り組み・目標値 都市公園13箇所、農村公園15箇所の地域による管理					
実施部署	建設部 産業部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討

3 指定管理者制度の充実

(単位:千円)

内容	指定管理者制度は平成18年度から導入し、また平成21年度からは一部施設について利用料金制を取り入れ運用を見直してきました。導入施設は12施設で指定管理者4団体で管理しています。プラン期間中に第3期の更新時期を迎えるため、より有効な制度になるよう事業者の募集範囲拡大など運用面での改善を図ります。また、未導入施設についても制度移行した場合有効な施設かどうか検討します。 ○現状 指定管理者4団体、管理施設12施設 ○課題 町外受託事業者の発掘 ○取り組み・目標値 制度未導入施設に適用を検討します。また効率的な運営と収益事業の拡大により、第3期更新期には平成21年度比管理費5%削減を目指します。					
実施部署	政策財務部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討

4 外郭団体の経営体質改善

(単位:千円)

内容	町が出資、出捐している団体には(株)会津ばんげ公共サービスがあり、主に指定管理者として「糸桜里の湯ばんげ」をはじめとした施設管理を中心に経営活動をしています。そのため指定管理者の更新時期には民間と競合することが予想されます。今後も定期の運営会議を通して組織内の経営努力を促します。 ○現状 指定管理者として8施設の管理と物販等の収益事業 ○課題 委託施設の老朽化。主たる業務が施設管理であるため行政依存である。 ○取り組み・目標値 経営が安定するよう収益事業の拡大、また指定管理者との協議により問題点の改善できるよう諸規則の改正に向けた検討とその実施。平成27年度までに事業収入に占める収益事業と施設使用料を合算した割合を60%とする。					
実施部署	政策財務部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討

5 社会福祉協議会のあり方

(単位:千円)

内容	社会福祉協議会は、「社会福祉事業法(昭和26年)」に基づき市町村に設置されています。現在当町の社会福祉協議会については、ホームヘルプサービス事業を切り離したことにより、「老人福祉センター」の施設管理、相談業務など事務局的機能が主たる業務となっております。そのため、多様化する福祉ニーズに応えるには、町の福祉行政との連携や役割分担が重要であることから、今後は地域や住民が求める「社会福祉協議会」の役割について、協議会職員も交えながら検討します。 ○現状 社会福祉協議会の認知度の低下 ○課題 社会福祉協議会の独自事業が不足している。 ○取り組み・目標値 老人福祉センターの指定管理者更新時期(平成23年度末)まで検討し取りまとめる。					
実施部署	政策財務部 生活部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	検討	検討	実施	実施	実施	実施

6 各種業務の民間委託の推進

内容	国の構造改革により地方にも「指定管理者制度」や「PFI事業」などが導入されたり、また国の「官民競争入札(市場化テスト)」などでは窓口業務を民間委託するなどアウトソーシングが進められております。そのため行政がやるべき業務、行政よりも民間で実施した場合効果的で効率的な業務などに選別すること、またその業務の拡大を図るため「民間委託推進基本方針」の策定に向け調査検討します。 ○現状 指定管理者制度、学校給食センターの業務の一部 ○課題 対象とする事務事業の選定、委託後の行政サービス内容の維持、委託事業者の発掘 ○取り組み・目標値 組織機構の見直しにあわせ、平成22年度末まで検討し取りまとめる。					
実施部署	政策財務部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	検討	方針決定	方針に基づき実施	実施	実施	実施

7 PFI事業による施設整備

内容	PFI事業とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業」の略称です。この手法を活用することにより建設期間から維持管理・運営期間までの全事業期間における財政負担の縮減が期待できます。今後予定している公共施設等の整備については、このPFI事業を中心に検討します。またこの手法により建設計画が整った場合、事業者撤退などの危険性もあるため詳細な仕様書を作成し契約項目を確認します。 ○現状 検討はしてきたが、導入までは至らなかった。 ○課題 民間事業者の選定、公的サービスの水準維持 ○取り組み・目標値 プラン期間中に着手が予定されている公共下水道や農業集落排水事業の処理施設を中心に検討する。					
実施部署	政策財務部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	調査検討	調査検討	方針決定	方針に基づき実施	実施	実施

8 浄化センターの包括的民間委託

(単位:千円)

内容	平成19年度の長期継続契約の条例化により、情報機器、車両及び通信機器のリースや保守、また公共用施設管理業務委託等について、債務負担行為を設定しなくとも事業者と複数年の契約締結が可能となりました。この手続きを下水道浄化センターの維持管理委託に適用し、平成22年度より複数年契約を締結します。これにより単年度契約と比較し約100万円削減することができます。 ○現状 単年度契約 ○課題 委託契約書、仕様書の内容検討 ○取り組み・目標値 平成22年度より実施する。					
実施部署	建設部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	実施	実施	実施	実施	実施
見込額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

第5節 公共施設

1 教育施設適正配置

内容	重点施策である教育施設適正配置では平成20年度の第1次統合を終え、平成25年度の第2次統合に向け計画的に事業を進めています。プラン期間中ではありますが、最重点の行政課題として、園児・児童・生徒などの子供たちはもとより地域住民の合意を得ながら、統合作業が円滑に進むよう取り組んでいきます。また統合終了後の施設の再利用についても平行して検討します。 ○現状 平成25年度の第2次統合計画に沿った事業の展開 ○課題 統合後の校舎等の施設利用 ○取り組み・目標値 平成25年度の統合完了。また施設再利用について地域と協議を進め平成26年度末までに方向性を示し、平成27年度その方針に基づき実施。					
実施部署	教育部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	給食センター建設	新中学校整備	新小学校・幼稚園整備	統合完了	施設の有効活用	施設の有効活用

2 学校給食センター

内容	新学校給食センターについては、学校給食共同調理場整備基本計画に基づき平成22年度に本体建設工事などの施設整備を完了し、平成23年4月の稼動開始に向けて着実に事業を進めます。新センターの運営面では、さまざまな民間活力を導入し行政と民間が一体となって安全安心な学校給食を提供します。 ○現状 平成22年度本体工事、平成23年4月稼動 ○課題 委託業者の選定 ○取り組み・目標値 平成23年4月の稼動開始。他町村との連携について協議を進める。					
実施部署	教育部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	本体建設	稼動開始	実施	実施	実施	実施

3 自主公民館(地域コミュニティセンター)

内容	平成16年4月に自主公民館がスタートし、各地区で精力的に自主公民館運営の取り組みが展開されています。また自主公民館に移行し数年が経過しさまざまな課題が現れ、研究会による検証も行われています。さらには学校統合により地域コミュニティの衰退が懸念され再生に向けた取り組みも各地域で立ち上がってきています。平成22年度に第5次振興計画と併せて策定する「地域づくり計画」をもとに、地域コミュニティづくりの核となる公民館になるよう機能充実の方策を検討します。また地域コミュニティの再生に携わる地域住民を支援します。 ○現状 平成16年自主公民館スタート ○課題 地域コミュニティ衰退のおそれ ○取り組み・目標値 地域づくり計画を策定し、公民館を核とした地域コミュニティの再生。					
実施部署	教育部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	地域づくり計画策定	実施	実施	実施	実施	実施・検証

4 幼稚園・保育所のあり方

内容	新学校給食センターの建設により、平成23年度から幼稚園児への給食もスタートします。また幼稚園・保育所とも以前より延長保育を実施しており、双方の違いはなくなりつつあります。幼保一元化や幼保連携などの施策を発展させた、就学前の幼児の教育や保育はどうあるべきか、組織の枠を超え横断的、全庁的に検討し、平成25年度の幼稚園統合まで方向性を示します。また廃園となる施設の有効活用について協議を進めます。 ○現状 幼稚園と保育所の連携活動 ○課題 ハード面の一体化が困難。 ○取り組み・目標値 幼児教育・保育について全庁的に議論し平成24年度までに方向性を示す。第2次統合後の廃園の利活用について地域と協議し平成25年度末まで方針を決定する。					
実施部署	生活部 教育部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	検討	検討	方針決定	方針に基づき実施	施設の有効活用	施設の有効活用

5 町営スキー場

内容	平成17年度にスキー場休止に向け検討してきましたが、教育関係団体から利用要望があったため、幼稚園・小学校・自然の家等の行事に限りに使用を認め、営業を継続してきました。しかしながら、Tバーリフトの老朽化、また改修するにも多額の費用が予想されます。冬期間の利用ばかりではなく、1年を通して「糸桜里の湯」を中心とした周辺の施設と複合的な利用方法がないか検討します。 ○現状 スキー利用は教育団体のみ ○課題 施設設備の老朽化。 ○取り組み・目標値 1年を通じた利活用法の検討(指定管理者の収益事業拡大につなげる)					
実施部署	産業部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	検討	方針決定	方針に基づき実施	実施	実施	実施

6 老人福祉センターのあり方

内容	老人福祉センターは、昭和49年に開所し、またその後老人生きがいセンターも敷地内に併設し、高齢者福祉の振興に利用されてきました。しかし建設から40年近く経過し施設の老朽化が進んでいます。また、センターの約半分については、両沼厚生会のデイサービスが利用しているため、一般町民が利用可能な場所については限られています。市街地の中心部からも少し離れておりなおかつ中心部には類似の「保健福祉センター」も設置され、その存在意義が薄れつつあります。今後は、施設の存廃について、指定管理者である社会福祉協議会、在所する両沼厚生会など関係団体や関係者等も交え検討します。 ○現状 大広間(和室)の利用や週2回の入浴サービス ○課題 施設の老朽化、耐震性の問題。「保健福祉センター」との共存。 ○取り組み・目標値 指定管理者の更新期間である平成23年度末まで施設の存廃について検討する。					
実施部署	政策財務部 生活部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	検討	方針決定	方針に基づき実施	実施	実施	実施

7 保健福祉センターの利活用

内容	当該施設は、福島県より「旧会津保健福祉事務所坂下支所」を平成21年8月に取得し、平成21年10月より町民の健康と福祉の増進を図るため「会津坂下町保健福祉センター」として開所したところです。この施設は、子ども、高齢者、障がい者、子育て世代が交流する「金銀交流サロン」としての機能を併せ持ちます。町民に身近な施設になるよう利活用方法の拡大について検討します。また指定管理者制度の導入についても併せて検討します。 ○現状 金銀交流サロンについてNPO法人真桜会桜の家に事業委託 ○課題 利用者の拡大、金銀間交流拡大の具体的方法 ○取り組み・目標値 利用者数が増加するよう事業内容の充実を図る。また指定管理者の導入に向けて平成23年度末までに検討し決定する。					
実施部署	政策財務部 生活部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討

8 公共施設修繕・改修長期計画

内容	行政財産や普通財産など町が所有する建物等を計画的に修繕・改修を行うため、平成21年度に「公共施設修繕・改修計画」を策定しました。この計画に基づき老朽度、緊急度により優先順位を付け改修を実施することで公共施設の延命化が図れます。なお計画は年次ごとに施設を点検し時点修正していきます。 ○現状 毎年度1,000万円程度の改修に要する費用を予算化 ○課題 財政状況により、改修計画の先延ばし ○取り組み・目標値 年次計画に沿った点検及び改修					
実施部署	政策財務部 外関係所管部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	点検・改修	点検・改修	点検・改修	点検・改修	点検・改修	点検・改修

第6節 財政健全化の推進

1 補助費等(単独事業・補助事業)

内容	行政評価による事業の目的妥当性、有効性、効率性、公平性それぞれの観点から検証し、さらに3年ごとの補助金制度審議会での協議・検討を実施しながら、補助額の適正化を図ります。補助金についても、整理統合、廃止も含めた検討を行い、町の施策に応じた「選択と集中」を進めます。					
実施部署	全部局					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	審議会検討	実施	実施	審議会検討	実施

2 負担金

内容	負担金は、各団体(土地改良区など)との関係があることから、各部局において、随時、事務事業の見直しの中で軽減策を講じたり、他市町村との負担割合などを検討し実施可能なものから見直します。なお負担金見直しにあたっては各団体との協議を進めます。また大幅な見直しのサイクルについては補助金制度審議会開催年度と並行して実施します。					
実施部署	全部局					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	調査検討	見直し検討	実施	実施	見直し検討	実施

3 委託料の改善

内容	平成18年度より月2回の広報紙等の文書配布や庁舎内清掃などそれまで外部委託していたものを職員が自ら行うことで委託料の軽減を図ってきました。専門性を要さない業務の中で職員が協力し行動することで、外部に委託するよりも効率的、効果的な業務については、今後も検討し実施していきます。					
実施部署	全部局					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	実施	実施	実施	実施	実施

4 特別会計への繰出金の抑制

内容	特別会計への繰出金については、繰出基準に基づいた支出であるため直接的な削減は困難ですが、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの医療会計については、健康づくり教室や介護予防事業など展開し、健康な町民を増加させることで医療費等の削減につながり結果として、間接的ではありますが繰出金総額を抑制します。下水道事業や農業集落排水事業などについては、加入促進による接続率の向上と使用料の適正化に取り組み収支の均衡を図り、繰出金を抑制します。坂下東第一土地区画整理事業については、平成21年度に実施計画を見直し総事業費の抑制を図りましたので、財政状況を見ながら早期完了に向け事業を進めます。					
実施部署	政策財務部 生活部 建設部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	実施	実施	実施	実施	実施

5 町債残高の減少と財政調整機能の確保

内容	町債残高減少については、町債の発行額を元金償還額以下に抑える必要があります。そのため、投資的事業(施設建設など)は、振興計画に基づいた計画的な整備を今後も進めます。また町債発行にあたっては、交付税措置のある事業債を選択し発行します。財政調整機能の確保では、県内市町村で財政規模に対する財政調整基金の割合が最下位であるため、当該プランを確実に実行し標準財政規模の5%(約2.5億円)の積立を目指します。町債残高、財政調整基金とも健全化判断比率に影響を及ぼしますので、「公債費負担適正化計画」や「市町村財政計画」などの中長期計画との整合性を図りながら進捗管理に努めます。 ○現状 実質公債費比率20.5%、将来負担比率219.5%、財政調整基金残高16,665千円(平成20年度決算) ○課題 財政指標の改善とインフラ整備の両立 ○取り組み・目標値 平成27年度までに実質公債費比率を18%未満とし、財政調整基金残高を2.5億円とする。					
実施部署	政策財務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実質公債費比率 見込値	18.2%	17.7%	17.6%	17.7%	17.8%	17.5%
財調基金残高 見込値	1億円	1.3億円	1.6億円	1.9億円	2.2億円	2.5億円

6 財務諸表の公表と活用

内容	平成18年8月に通知された「新地方行革指針」により新地方公会計制度に基づいた財務書類の整備が地方自治体に求められました。その背景には、これまでの決算統計などの資料では、現金収支にかかる過去情報を中心とした財政指標であったため、資産・債務の実態把握に必要な公会計の整備が必要とされたところです。これに基づき、決算年度ごとに財務書類を整備し公表していきます。なお、公表に際しては、「公表により何を分かってもらいたいのか」を念頭におき、説明資料の作成に努めます。 ○現状 平成20年度決算から総務省方式改定モデルによる財務書類の整備 ○課題 福島県内では平成21年度から財務書類整備が本格的に始まったため、縦(年度ごと)と横(類似団体や近隣市町村)の比較がまだできない。 ○取り組み・目標値 決算後の財務書類早期作成と住民に分かりやすい説明資料の公表。町有財産の適正な活用。					
実施部署	政策財務部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	作成・公表	作成・公表	作成・公表	作成・公表	作成・公表	作成・公表

7 公営企業における企業会計の導入

内容	地方公共団体財政健全化法が施行され、地方公営企業にも経営改革が求められており、そこでは経営効率化のため事業規模が大きい下水道事業への企業会計の導入が望まれています。下水道事業(農業集落排水事業も含む)へ企業会計を導入することにより、民間企業と同じ発生主義会計の情報が入手でき、長期的な料金の立案と収支計画が可能となり経営合理化に役立ちます。そのことから、下水道事業及び農業集落排水事業について企業会計の導入に向け検討します。 ○現状 現金主義会計(単式簿記) ○課題 これまで整備した固定資産の評価 ○取り組み・目標値 企業会計導入に向け検討します。					
実施部署	政策財務部 建設部					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	導入に向けて調査	調査検討	調査検討	導入・実施	実施	実施

第7節 議会における取組

行財政改革検討特別委員会を設置して、議会内の改革プランを策定しました。

1 議会議員の報酬

(単位:千円)

内容	議会議員報酬の削減は、今後も議会の行財政改革検討特別委員会で検討します。 ○現状 平成17年度議員報酬一律5%減額、平成18年度から平成21年度は議員報酬一律10%減額。 ○取り組み 平成22年度議員報酬一律10%減額。平成23年度以降も特別委員会の中で検討します。					
実施部署	議会					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	議会の中で検討	議会の中で検討	議会の中で検討	議会の中で検討	議会の中で検討
見込額	4,389	議会の中で検討	議会の中で検討	議会の中で検討	議会の中で検討	議会の中で検討

2 議会議員の費用弁償

(単位:千円)

内容	議会議員費用弁償の削減は、今後も継続しますが、内容については議会の行財政改革検討特別委員会で検討します。 ○現状 平成17年度より日当1,700円を廃止し、バス代実費のみを支給。 ○取り組み 平成22年度も継続し削減します。平成23年度以降も特別委員会の中で検討します。					
実施部署	議会					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	実施	議会の中で検討	議会の中で検討	議会の中で検討	議会の中で検討	議会の中で検討
見込額	1,365	議会の中で検討	議会の中で検討	議会の中で検討	議会の中で検討	議会の中で検討

3 議会議員の定数

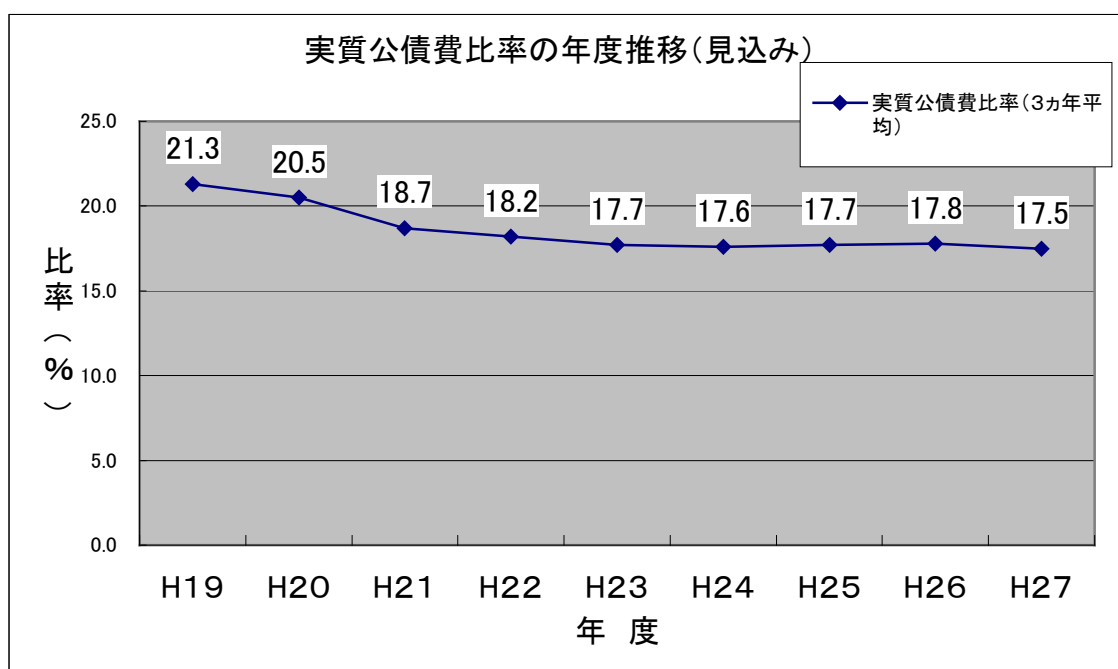
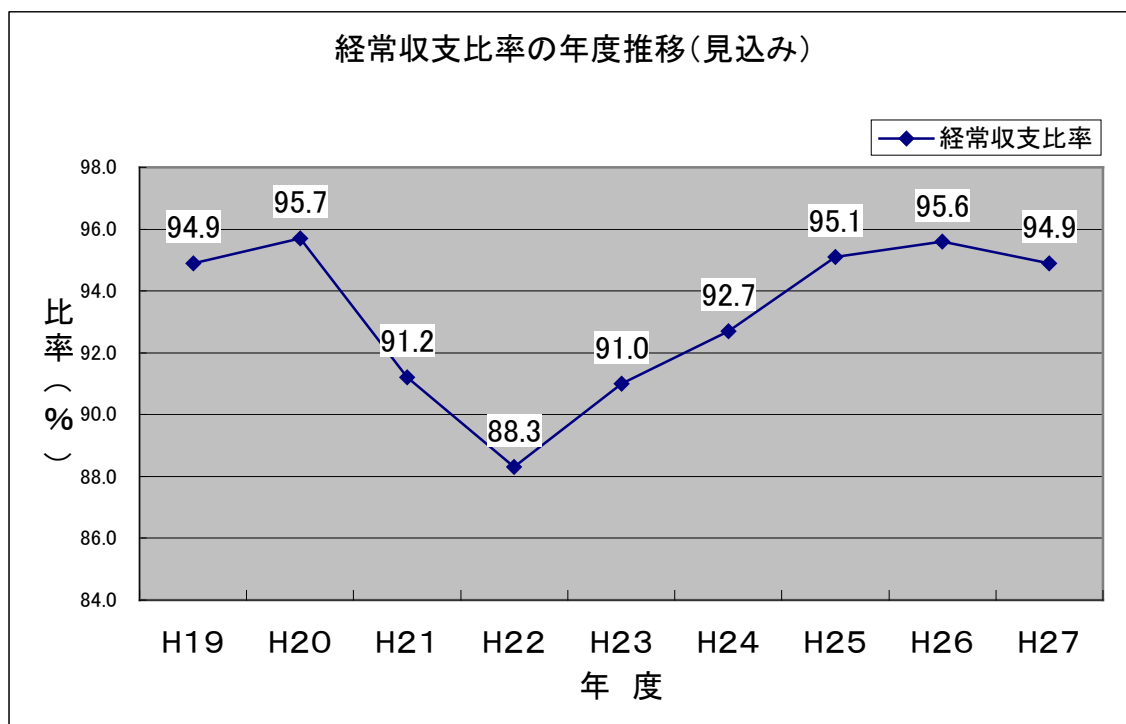
内容	議会議員の定数については、平成20年3月の一般選挙から4名削減し、20名から16名としました。定数の見直しについては、議会の中で検討します。					
実施部署	議会					
年度	22	23	24	25	26	27
計画内容	議会の中で検討	議会の中で検討	議会の中で検討	議会の中で検討	議会の中で検討	議会の中で検討

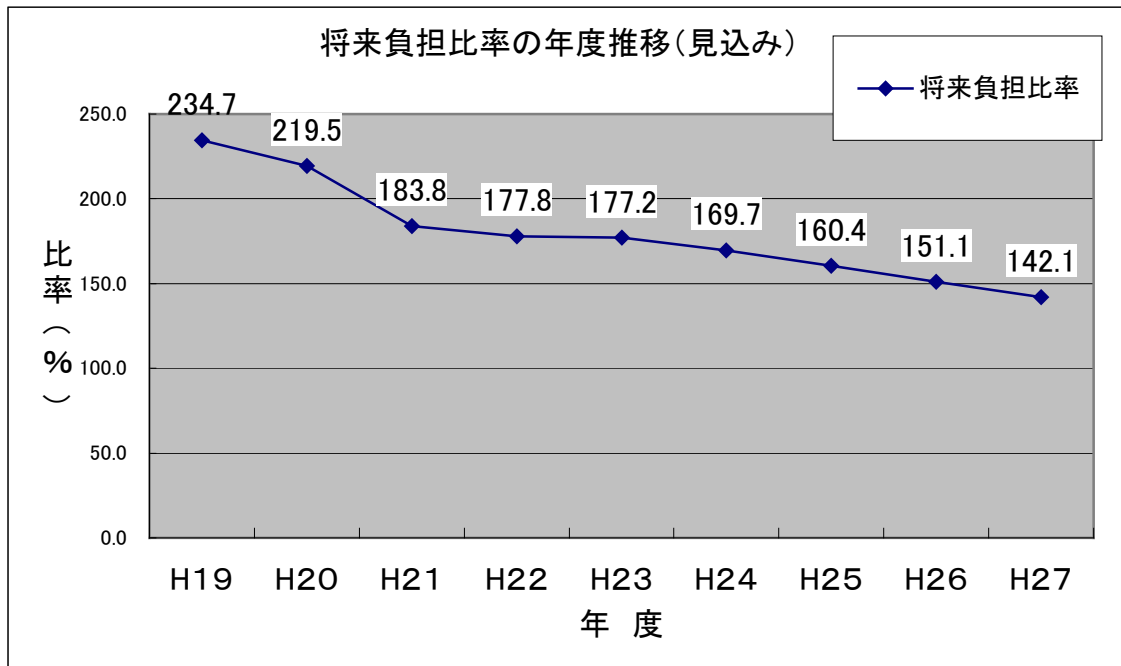
第4章 今後の財政見通し

第1 財政の収支見通し

今後の収支見通しは、平成25年度の第2次教育施設適正配置に向けた施設整備により財政需要が増加し、厳しい財政運営が続きます。（別表1参照）

また、プラン計画期間の財政指標は、次のグラフのように推移すると予想されます。「経常収支比率」、「実質公債費比率」とも比率の高い状態が続くため、財政運営には注意が必要です。





【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に、町税、地方交付税等を中心とした経常的な収入に対する割合で、財政構造の弾力性を表す指標。この比率が高くなるほど財政構造が硬直化してくる。一般に 75%程度安全・76～85%要注意ゾーン・85%以上危険ゾーン

【実質公債費比率】

普通会計の公債費（返済）と公営事業会計・一部事務組合への公債費にあたる負担金を合わせた額の標準財政規模に対する比率。

- 18%以上の場合・・・町債を発行する際に県知事の許可が必要となる。
- 25%以上の場合・・・一般単独事業に係る地方債発行の許可が制限される。また「早期健全化団体」に該当し、財政健全化計画の策定（議会の議決）と外部監査の要求が義務付けられる。
- 35%以上の場合・・・公共事業に係る地方債発行の許可が制限される。また「財政再生団体」に該当し、財政再生計画の策定（議会の議決）と外部監査の要求が義務付けられ、財政再生計画は総務大臣の同意が必要となる。

【将来負担比率】

出資法人（第三セクター等）を含めた普通会計の将来負担しなければならない実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

- 350%以上の場合・・・「早期健全化団体」に該当

別表1 財政の収支見通し

(単位:千円)

区 分		平成21年度 決算見込額	平成22年度 予算額	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳 入	地方税(町税)	1,486,589	1,473,264	1,461,190	1,425,190	1,418,070	1,410,980	1,403,930
	譲与税・交付金等 ※1	340,356	342,275	340,500	331,900	331,900	331,900	331,900
	地方交付税	2,718,827	2,691,000	2,993,000	2,964,800	2,925,000	2,886,000	2,847,000
	国県支出金	1,040,658	1,049,881	1,567,300	1,469,300	1,230,800	1,230,800	1,230,800
	財産収入	12,312	20,183	20,200	20,200	20,200	20,200	20,200
	繰入金	1,663	5,315	1,000	1,000	31,000	31,000	1,000
	その他の収入 ※2	811,494	478,258	485,500	485,500	485,500	485,500	485,500
	町債 ※3	525,999	1,296,000	756,200	529,400	250,000	250,000	250,000
	①歳入合計	6,937,898	7,356,176	7,624,890	7,227,290	6,692,470	6,646,380	6,570,330
	うち一般財源	5,416,632	5,094,661	4,984,590	4,911,790	4,864,870	4,818,780	4,772,730
歳 出	義務的経費							
	人件費	1,424,939	1,444,152	1,406,700	1,355,000	1,314,300	1,274,800	1,262,100
	公債費 ※3	974,556	953,745	954,300	998,700	1,022,900	1,029,400	987,100
	扶助費	394,609	582,854	976,900	979,500	979,500	979,500	979,500
	小計	2,794,104	2,980,751	3,337,900	3,333,200	3,316,700	3,283,700	3,228,700
	投資的経費	810,546	1,633,251	1,333,990	1,007,190	649,500	651,400	632,300
	普通建設事業費	807,681	1,628,747	1,333,990	1,007,190	649,500	651,400	632,300
	災害復旧事業費	2,865	4,504	0	0	0	0	0
	繰出金	757,122	808,573	865,700	884,900	885,000	885,000	885,000
	その他の経費	2,171,409	1,933,601	2,087,300	2,002,000	1,841,270	1,826,280	1,824,330
	②歳出合計	6,533,181	7,356,176	7,624,890	7,227,290	6,692,470	6,646,380	6,570,330
	うち一般財源	5,195,822	5,094,661	4,984,590	4,911,790	4,864,870	4,818,780	4,772,730
※1 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金 自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金 ※2 分担金及び負担金、使用料及び手数料、寄付金、繰越金、諸収入 ※3 一般公共事業債、一般単独事業債、過疎対策事業債など(臨時財政対策債はH22で終了)								

○ 財政の収支見通しの主な前提条件

〔歳入〕

- ① 町税については、現在の景気・雇用情勢・地価動向を配慮し、平成 21 年度決算見込額及び平成 22 年度当初予算額を基礎として試算しました。
- ② 地方交付税については、平成 21 年度決算見込額、地方財政計画、平成 22 年度当初予算額等を基礎として試算しました。
- ③ 譲与税・交付金等については、平成 21 年度決算見込額及び平成 22 年度当初予算額等を基礎として試算しました。
- ④ 国県支出金については、平成 21 年度決算見込額、平成 22 年度当初予算及び各事業の積み上げにより歳出に連動して試算しました。
- ⑤ 町債については、現行制度（過疎対策事業債も含む）を基礎とし各事業に連動し積算しました。

〔歳出〕

- ① 人件費については、現行給与制度に基づき推計しました。
- ② 扶助費については、個別事業ごとに実績を勘案し推計しました。
- ③ 公債費については、既往債の償還予定及び各年度の事業等に応じた町債発行額で推計しました。
- ④ 投資的経費については、各部等の要求及び実施計画をベースに推計しました。
- ⑤ 繰出金については、平成 21 年度決算見込額、平成 22 年度当初予算額を基礎に推計しました。

〔全般的事項〕

歳入歳出ともに、現行制度のもとに試算・積算したものであり、今後の制度改正等については、修正を前提としています。

第5章 これまでの財政状況

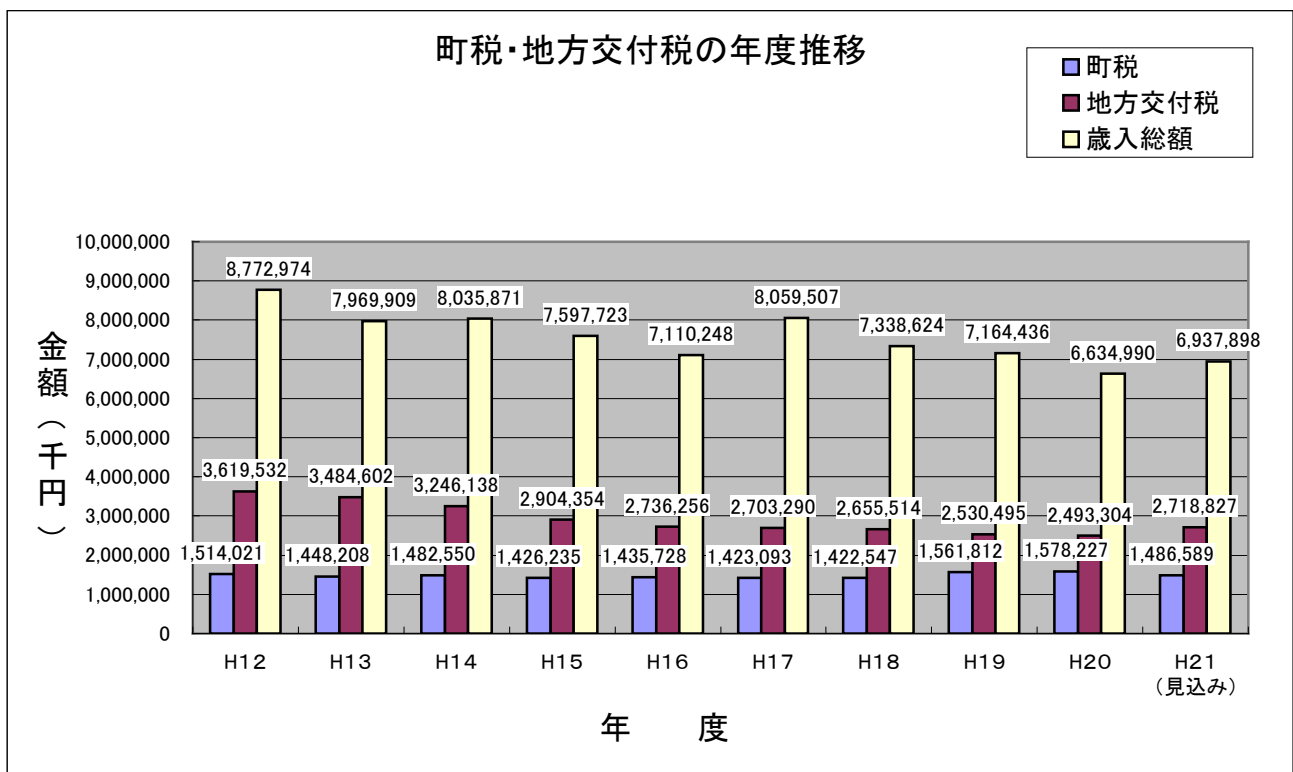
第1 歳入の状況について

表1：町税・地方交付税の年度推移

単位:千円

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
町税	1,514,021	1,448,208	1,482,550	1,426,235	1,435,728
地方交付税	3,619,532	3,484,602	3,246,138	2,904,354	2,736,256
歳入総額	8,772,974	7,969,909	8,035,871	7,597,723	7,110,248

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
町税	1,423,093	1,422,547	1,561,812	1,578,227	1,486,589
地方交付税	2,703,290	2,655,514	2,530,495	2,493,304	2,718,827
歳入総額	8,059,507	7,338,624	7,164,436	6,634,990	6,937,898

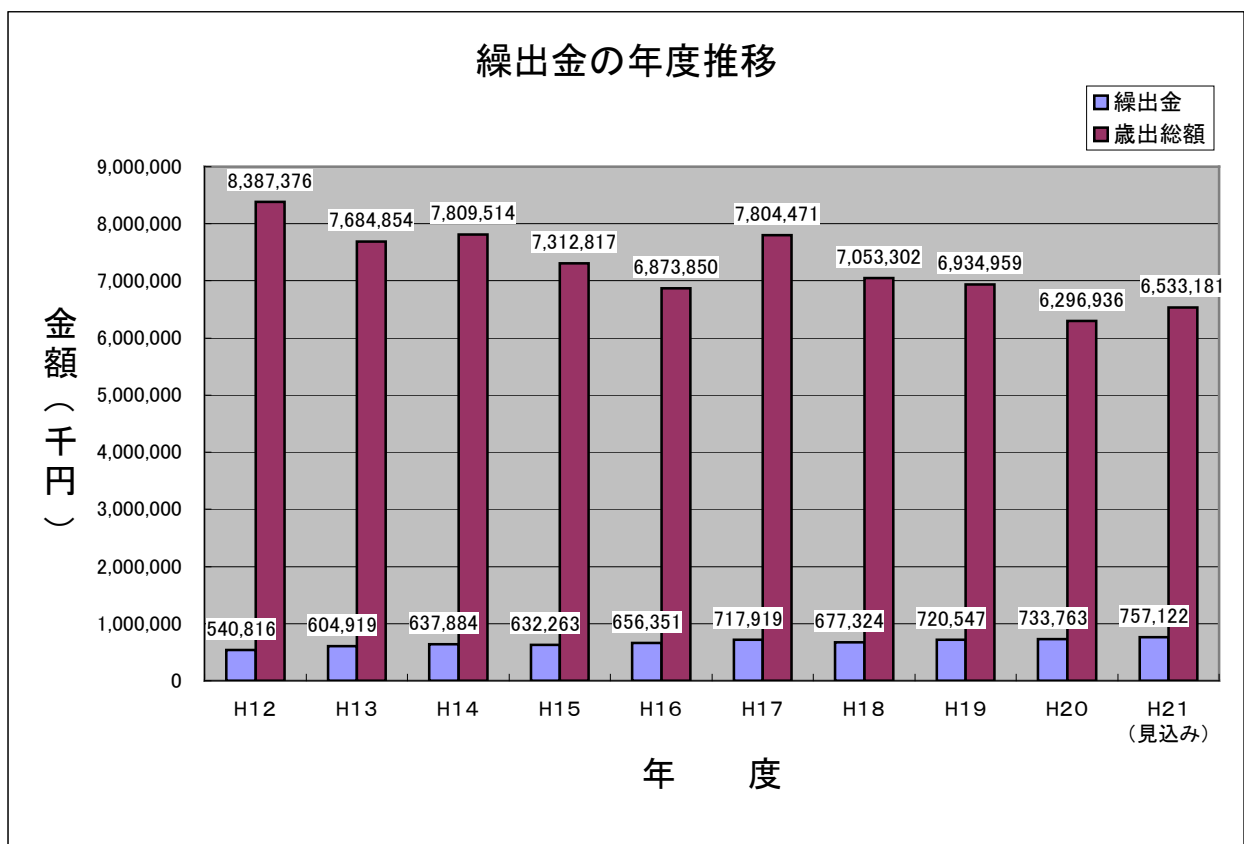
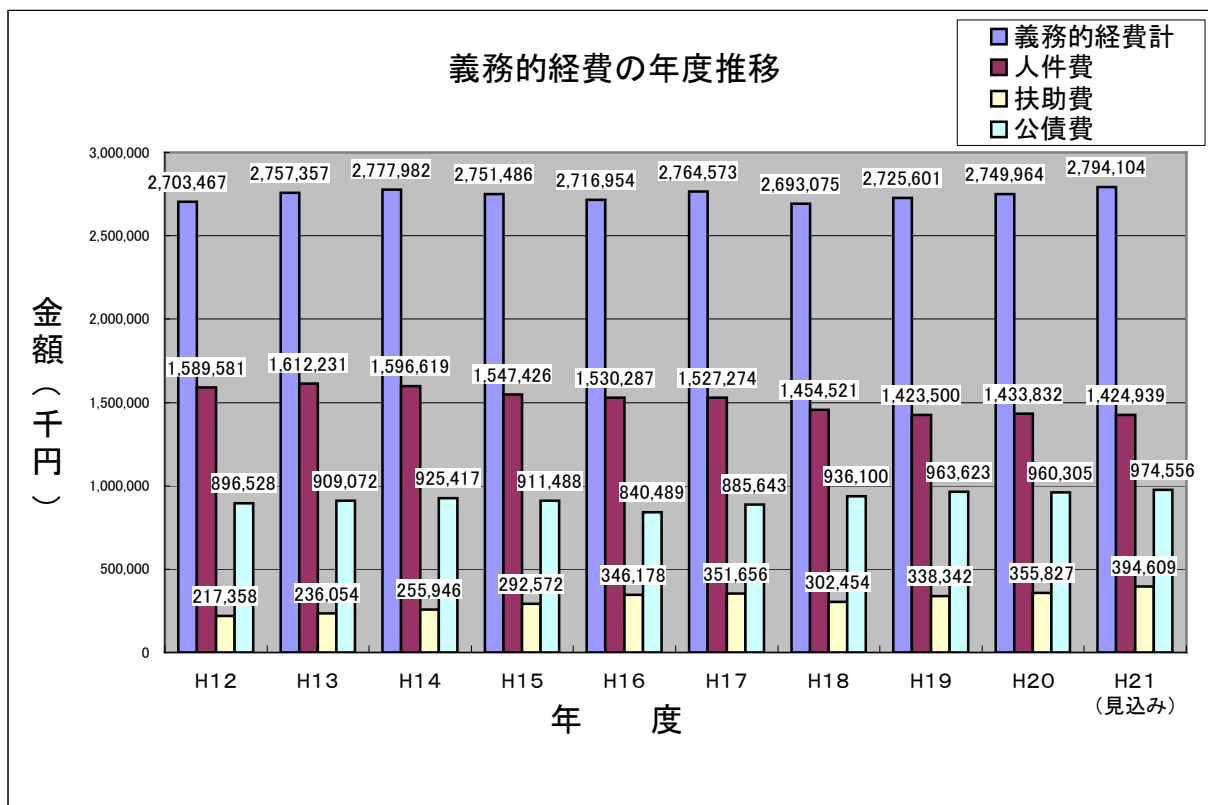


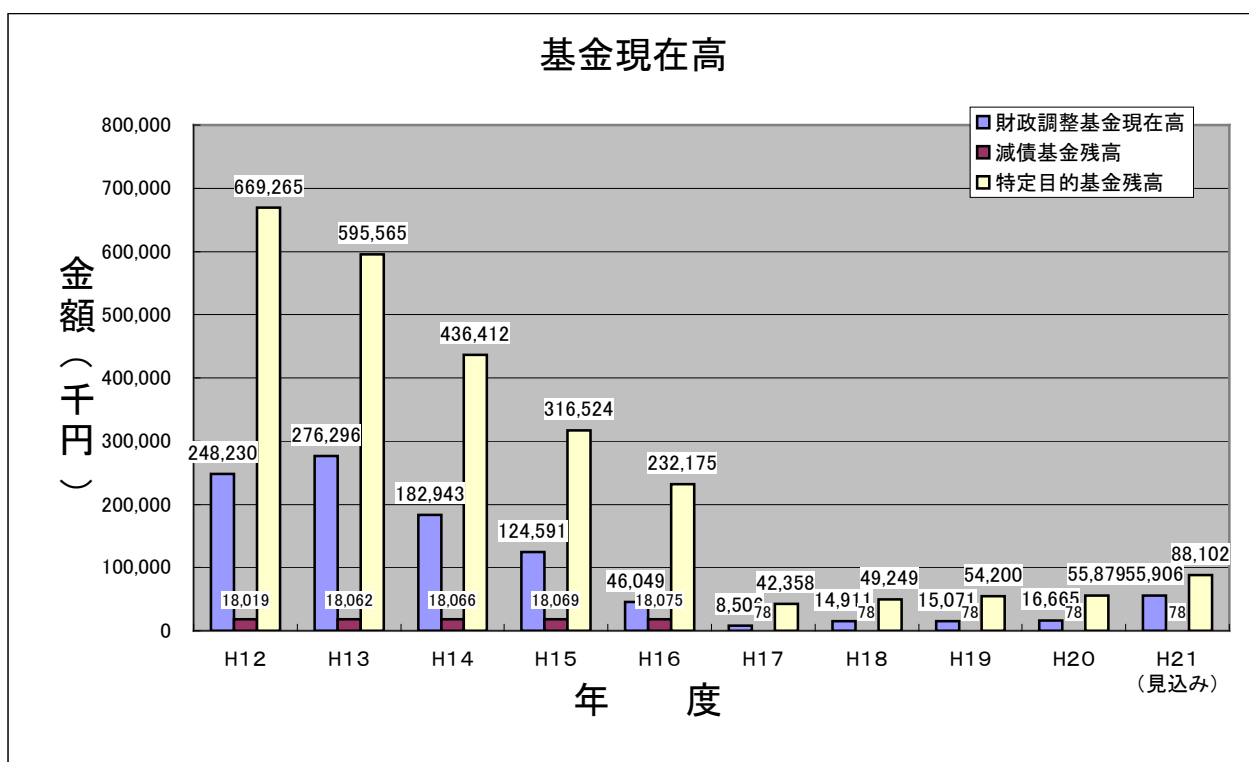
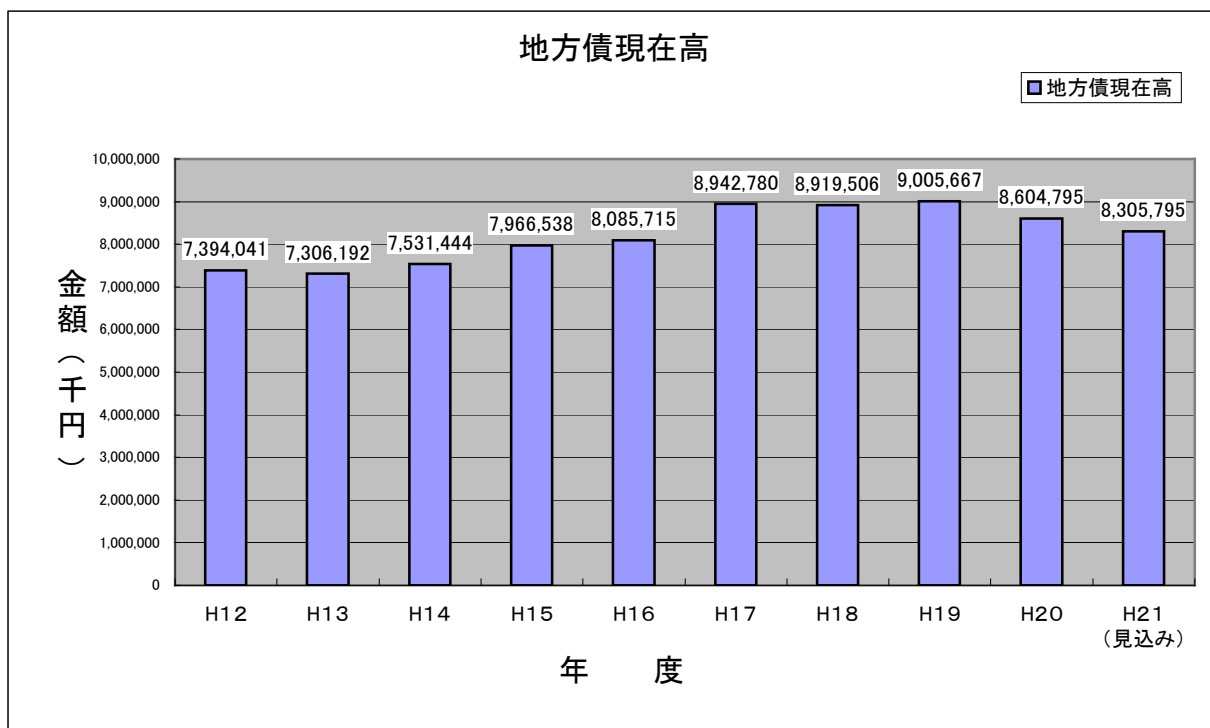
第2 歳出の状況について

表2：義務的経費・繰出金・地方債現在高・基金残高の年度推移 単位:千円

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
義務的経費	2,703,467	2,757,357	2,777,982	2,751,486	2,716,954
人件費	1,589,581	1,612,231	1,596,619	1,547,426	1,530,287
扶助費	217,358	236,054	255,946	292,572	346,178
公債費	896,528	909,072	925,417	911,488	840,489
繰出金	540,816	604,919	637,884	632,263	656,351
地方債現在高	7,394,041	7,306,192	7,531,444	7,966,538	8,085,715
財政調整基金残高	248,230	276,296	182,943	124,591	46,049
減債基金現在高	18,019	18,062	18,066	18,069	18,075
特定目的基金現在高	669,265	595,565	436,412	316,524	232,175

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
義務的経費	2,764,573	2,693,075	2,725,601	2,749,964	2,794,104
人件費	1,527,274	1,454,521	1,423,500	1,433,832	1,424,939
扶助費	351,656	302,454	338,342	355,827	394,609
公債費	885,643	936,100	963,623	960,305	974,556
繰出金	717,919	677,324	720,547	733,763	757,122
地方債現在高	8,942,780	8,919,506	9,005,667	8,604,795	8,305,795
財政調整基金現在高	8,506	14,911	15,071	16,665	55,906
減債基金現在高	78	78	78	78	78
特定目的基金現在高	42,358	49,249	54,200	55,879	88,102





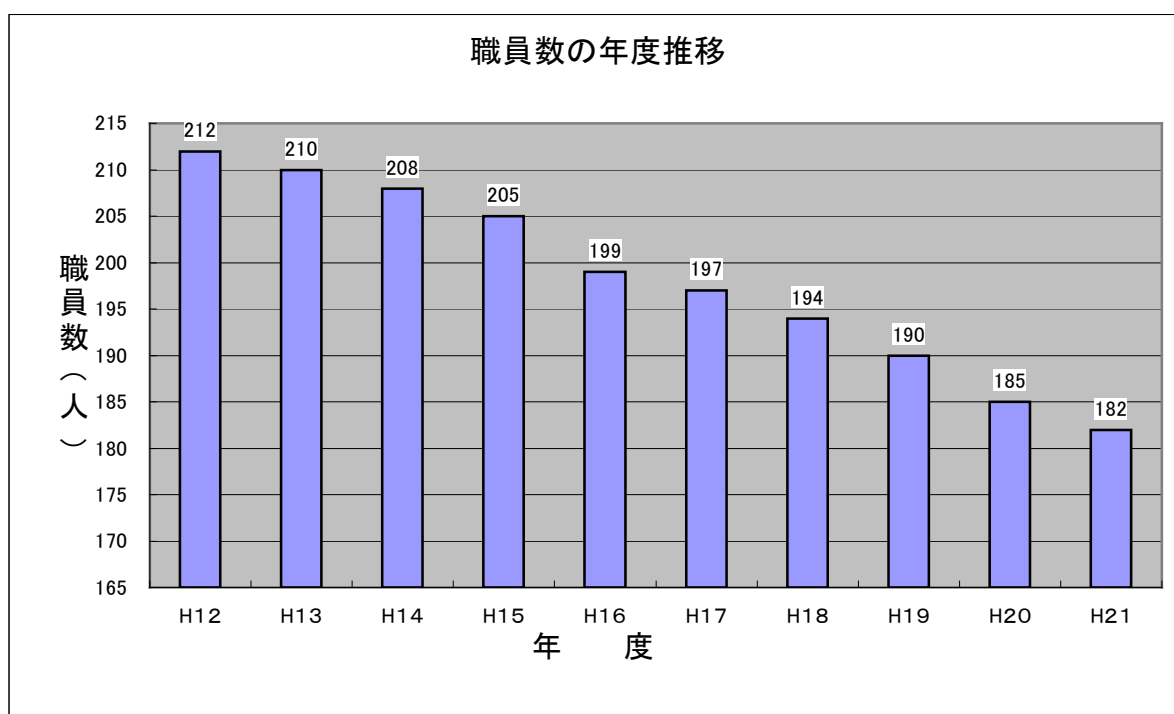
第3 職員数について

表3：職員数の年度推移

単位：人

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
職員数	212	210	208	205	199

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
職員数	197	194	190	185	182

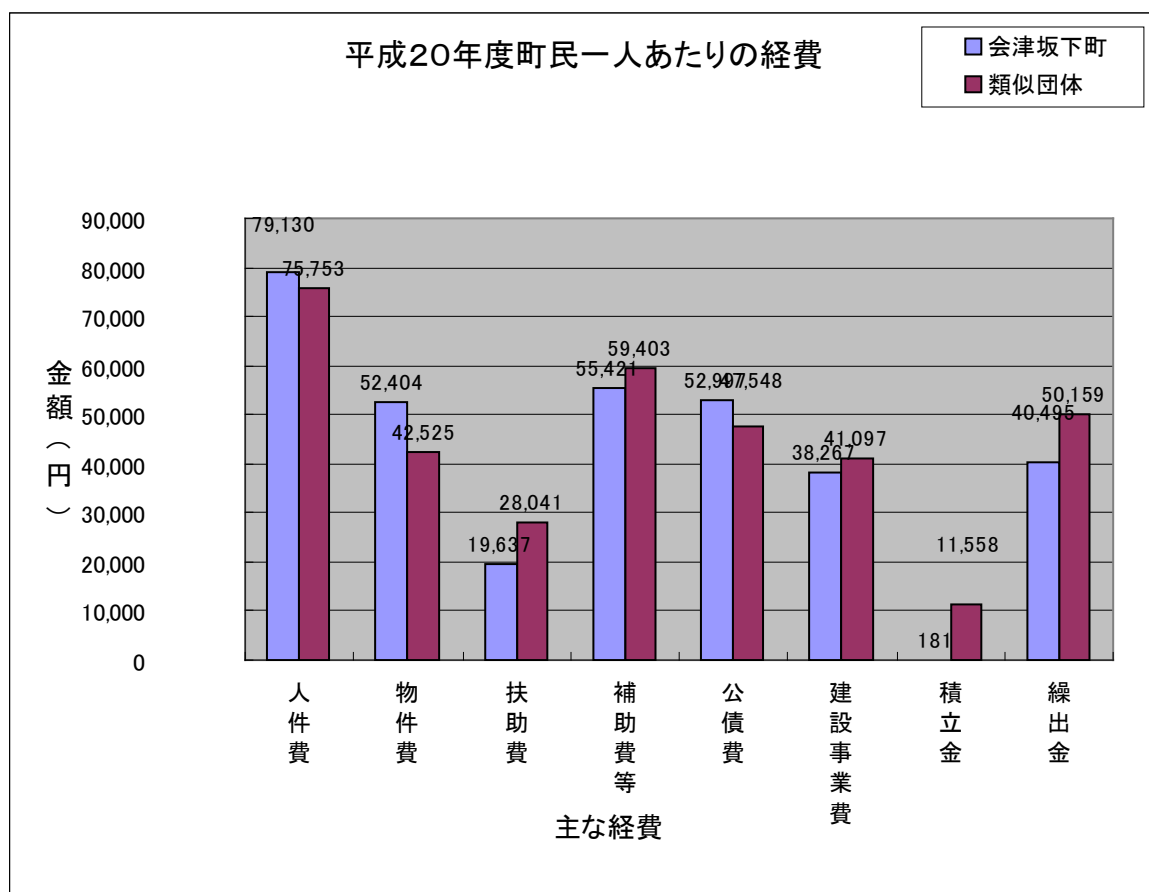


第4 行政サービスの水準

1 性質別経費による類似団体との比較

表4：類似団体との比較【平成20年度住民一人当たりの経費】単位：円

主な経費	会津坂下町	類似団体
人件費	79,130	75,753
物件費	52,404	42,525
扶助費	19,637	28,041
補助費等	55,421	59,403
公債費	52,997	47,548
建設事業費	38,267	41,097
積立金	181	11,558
繰出金	40,495	50,159



2 公共施設の整備状況の類似団体との比較

表 5：類似団体との比較【平成 17 年度公共施設状況調査】

項 目	会津坂下町	類似団体
道路改良率（％）	54.4	54.4
道路舗装率（％）	73.4	68.1
都市公園等面積（㎡／人口一人当たり）	14.3	16.3
ごみ焼却処理率（％）	92.2	74.9
上水道等普及率（％）	91.8	91.8
下水道等普及率（％）	24.9	39.0
公私立保育所幼稚園施設充足率（％）	139.9	145.8
公立体育館延面積（㎡／人口千人当たり）	134.1	217.4

